

令和 4 年 第 2 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定 例 会 会 議 録

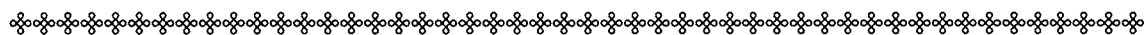
茨城県後期高齢者医療広域連合議会

令和4年第2回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員出席表	2
説明員出席者	3
議会事務局職員出席者	3
提出議案一覧	4
◎ 議事日程（8月30日）	5
開会宣告	7
諸般の報告	7
日程第1 議席の指定について	9
日程第2 会議録署名議員の指名について	9
日程第3 会期の決定について	9
広域連合長の挨拶	10
日程第4 副議長の選挙について	11
日程第5 議案第7号から議案第13号まで、認定第1号及び報告第4号の上程 及び提案理由説明	12
日程第6 上程議案等に対する質疑について 〔議案第7号から議案第13号まで、認定第1号及び報告第4号〕	14
日程第7 一般質問	18
日程第8 上程議案等に対する討論及び表決について 〔議案第7号から議案第13号まで、認定第1号及び報告第4号〕	24
日程第9 閉会中所管事務調査について	27
閉会宣告	28

會議錄署名	29
參考資料 議案等審議結果一覽表	31
議案等質疑通告一覽表	32
上程議案等	35



令和 4 年 第 2 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録



写

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第 26 号

令和 4 年第 2 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 4 年 8 月 5 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

1 日 時 令和 4 年 8 月 30 日 午後 2 時

2 場 所 水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号
水戸市役所 7 階 水戸市議会 全員協議会室

以 上

議 員 出 席 表

令和４年第２回定例会

議席 番号	議員の氏名	第１日	議席 番号	議員の氏名	第１日
		８月３０日			８月３０日
１	須 田 浩 和	○	23	津 田 修	○
２	青 木 俊 一	○	24	張 替 秀 吉	○
３	下 村 壽 郎	○	25	松 戸 千 秋	／
４	黒 川 輝 男	○	26	田 谷 文 子	／
５	菱 沼 和 幸	○	27	仁 平 実	／
６	大 木 作 次	○	28	山 本 実	／
７	滝 沢 健 一	／	29	岡 田 晴 雄	／
８	原 部 司	○	30	岩 間 勝 栄	○
９	倉 持 守	○	31	守 谷 智 明	○
10	小 室 信 隆	○	32	荒 川 一 秀	○
11	坪 和 久 男	○	33	川 澄 敬 子	○
12	滝 広 嗣	○	34	坂 本 純 治	○
13	安 見 貴 志	○	35	加藤木 直	○
14	落 合 信太郎	○	36	吉 田 充 宏	○
15	遠 藤 憲 子	○	37	金 澤 眞 人	○
16	小久保 貴 史	○	38	飯 田 洋 司	○
17	加 藤 恭 子	／	39	平 岡 博	／
18	坂 本 仙 一	○	40	高 橋 利 彰	○
19	田 崎 清	○	41	中 山 勝 三	○
20	高 橋 典 久	／	42	植 竹 美智雄	／
21	吉 川 美 保	○	43	青 木 輝 明	○
22	寺 門 厚	○	44	船 川 京 子	○

説 明 員 出 席 者（地方自治法121条第1項）

広 域 連 合 長	豊 田 稔（北茨城市長）
副 広 域 連 合 長	染 谷 森 雄（五霞町長）
事 務 局 長	本 谷 忍
監 査 委 員	小 沼 均
事務局次長兼会計管理者	関 口 勝 己
総 務 企 画 課 長	永 作 薫
事 業 課 長	石 川 憲 一

議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

議 会 事 務 局 長	小 野 克 也
書 記	植 竹 徹

提 出 議 案 一 覧

- 議案第 7 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 令和 4 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 9 号 令和 4 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第10号 訴えの提起について
- 議案第11号 訴えの提起について
- 議案第12号 訴えの提起について
- 議案第13号 訴えの提起について
- 認定第 1 号 令和 3 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 報告第 4 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提起）



議 事 日 程

8 月 3 0 日



令和 4 年 第 2 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議 事 日 程

令和 4 年 8 月 30 日（火）

午後 2 時開議

- 開会宣告
- 諸般の報告
- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
広域連合長の挨拶
- 日程第 4 副議長の選挙について
- 日程第 5 議案第 7 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 号 令和 4 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予
算（第 1 号）
議案第 9 号 令和 4 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 10 号 訴えの提起について
議案第 11 号 訴えの提起について
議案第 12 号 訴えの提起について
議案第 13 号 訴えの提起について
認定第 1 号 令和 3 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
報告第 4 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提
起）
- 日程第 6 上程議案等に対する質疑について
【議案第 7 号から議案第 13 号まで、認定第 1 号及び報告第 4 号】
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 上程議案等に対する討論及び表決について

【議案第 7 号から議案第13号まで、認定 1 号及び報告第 4 号】

日程第 9 閉会中所管事務調査について
閉会宣告

午後 1 時 59 分

開会宣告

○議長（須田浩和君） 定刻前ですけれども、今日出席予定の議員が全員そろったということで、開会してもよろしいかどうかお伺いしますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田浩和君） 異議なしと認め開会させていただきます。

それでは御報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は34名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（須田浩和君） この際、諸般の報告をいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりですので、御了承願います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため、本定例会の会議に出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付してあります説明員出席者のとおりでありますので、御了承願います。

次に、議員の異動について御報告申し上げます。

取手市議会選出の結城繁議員、つくばみらい市議会選出の守谷智明議員、那珂市議会選出の富山豪議員、守谷市議会選出の寺田文彦議員、東海村議会選出の河野健一議員、阿見町議会選出の久保谷充議員、筑西市議会選出の増渕慎治議員、大子町議会選出の齋藤忠一議員から、一身上の都合により辞職したい旨の願いが出されたため、議長においてこれを許可いたしました。

また、城里町議会選出の小林祥宏議員、常陸太田市議会選出の菊池勝美議員、常陸大宮市議会選出の淀川茂樹議員が、選出元市町村において任期満了となりました。

これにより、各選出元市町村において広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、令

和4年2月28日に取手市議会の落合信太郎議員、つくばみらい市議会の守谷智明議員、同年3月1日に那珂市議会の寺門厚議員、同月2日に守谷市議会の高橋典久議員、同月24日に城里町議会の加藤木直議員、同月25日に東海村議会の吉田充宏議員、同年4月6日に阿見町議会の平岡博議員、同年6月1日に筑西市議会の津田修議員、同月9日に大子町議会の金澤真人議員、同年8月8日に常陸大宮市議会の吉川美保議員、同月19日に常陸太田市議会の小室信隆議員が当選されましたことを御報告いたします。

それでは、当選されました方々から御挨拶をいただきます。

初めに、落合信太郎議員から御挨拶を願います。

○**14番**（落合信太郎君） 取手市議会選出の落合と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**議長**（須田浩和君） ありがとうございます。

続きまして、守谷智明議員から御挨拶を願います。

○**31番**（守谷智明君） つくばみらい市議会選出の守谷智明と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**議長**（須田浩和君） ありがとうございます。

続きまして、寺門厚議員から御挨拶を願います。

○**22番**（寺門厚君） 那珂市議会選出の寺門厚でございます。よろしくお願いいたします。

○**議長**（須田浩和君） ありがとうございます。

続きまして、加藤木直議員から御挨拶願います。

○**35番**（加藤木直君） 城里町議会選出の加藤木直でございます。よろしくお願いをいたします。

○**議長**（須田浩和君） ありがとうございます。

続きまして、吉田充宏議員から御挨拶を願います。

○**36番**（吉田充宏君） こんにちは。東海村議会から選出されました吉田充宏です。どうぞよろしくお願いいたします。

○**議長**（須田浩和君） ありがとうございます。

続きまして、津田修議員から御挨拶を願います。

○**23番**（津田修君） 筑西市議会選出の津田でございます。よろしくお願いします。

○**議長**（須田浩和君） ありがとうございます。

続きまして、金澤真人議員から御挨拶を願います。

○**37番**（金澤真人君） 大子町議会選出の金澤真人です。よろしくお願いいたします。

○**議長**（須田浩和君） ありがとうございます。

続きまして、吉川美保議員から御挨拶を願います。

○**21番**（吉川美保君） 常陸大宮市議会選出の吉川美保です。どうぞよろしくお願いいたします。

○**議長**（須田浩和君） ありがとうございます。

続きまして、小室信隆議員から御挨拶を願います。

○**10番**（小室信隆君） 常陸太田市議会選出の小室信隆と申します。よろしくお願いいたします。

○**議長**（須田浩和君） なお、高橋典久議員及び平岡博議員は本日欠席となっております。

次に、議場の空調の関係で暑いと思われるときには、上着をお脱ぎなっても結構ですので、よろしくお願いいたします。

日程第1 議席の指定について

○**議長**（須田浩和君） 日程第1、議席の指定を行います。

このたび当選されました議員の議席を、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○**議長**（須田浩和君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、30番岩間勝栄議員、31番守谷智明議員、以上2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○**議長**（須田浩和君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田浩和君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

広域連合長の挨拶

○議長（須田浩和君） この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長（豊田稔君） 令和 4 年第 2 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、大変御多用中のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃から後期高齢者医療制度の円滑な運営に御協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は依然として高い水準で推移しており、8 月には過去最多となる新規陽性者数が発表されるなど、警戒の必要な状況が続いております。コロナと共に生きるためには、適時適切な対応が求められます。このため、感染者等に対する保険料の減免や傷病手当金の給付につきましては、引き続き、国の動向を注視しながら、対応してまいりたいと考えております。

また、後期高齢者医療制度は今年度で 15 年目という節目の年を迎えましたが、それと同時に、大きな峠に差しかかりつつあります。それは後期高齢者人口の大幅な増加であります。今年度から 2025 年度にかけ団塊の世代の約 800 万人が後期高齢者となることに伴い、本県においても、年率 4 % を上回る大幅な被保険者の増加が見込まれます。制度を安定的に運営するためには、必要な財源や適切な医療を施すとともに、医療費の適正化や保健事業の推進に積極的に取り組んでいくことが重要となります。

国においては、一定以上所得がある方の医療費の窓口負担割合を 2 割とする制度改正を行い、その施行まで 1 か月余りとなってまいりました。当広域連合といたしまし

ても、制度改正が円滑に移行できるよう、急激な負担の増加を抑制するために設けられた配慮措置を含め、被保険者の皆様方に丁寧な広報を行いながら万全を期してまいりる所存でございます。

今後、人生100年時代を迎える中にあって、できるだけ長く健やかに過ごせるよう、市町村や県などと緊密に連携しながら、保健事業と介護予防等の一体的な実施にも積極的に取り組むなど、被保険者の皆様方から安心かつ信頼される制度運営を行ってまいりたいと存じます。

本日は、令和4年度補正予算案並びに令和3年度決算の認定など9件の案件について御審議をいただくことになっておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（須田浩和君）　ありがとうございました。

日程第4　副議長の選挙について

○議長（須田浩和君）　次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、いかがでしょうか。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田浩和君）　御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名をすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田浩和君）　御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。

副議長に飯田洋司議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました飯田洋司議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田浩和君） 御異議なしと認めます。よって、飯田洋司議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました飯田議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

それでは、飯田副議長から御挨拶をお願いいたします。

〔副議長 飯田洋司君 登壇〕

○副議長（飯田洋司君） ただいま副議長に選任されました美浦村議会選出の飯田です。

不慣れではございますが、しっかりと議長を補佐し、務めていきたいと思っております。また、今後とも、皆様の御協力、御指導、よろしくお願いします。

○議長（須田浩和君） ありがとうございます。

日程第5	議案第7号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第8号	令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
	議案第9号	令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	議案第10号	訴えの提起について
	議案第11号	訴えの提起について
	議案第12号	訴えの提起について
	議案第13号	訴えの提起について
	認定第1号	令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

報告第 4 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提起）

○議長（須田浩和君） 次に、日程第 5、議案第 7 号から議案第 13 号まで、認定第 1 号及び報告第 4 号、以上 9 件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田浩和君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 7 号から議案第 13 号まで、認定第 1 号及び報告第 4 号、以上 9 件を一括議題とすることに決しました。

それでは、ただいまの 9 件について提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長（豊田稔君） それでは、提案理由の説明を申し述べます。

議案第 7 号 職員の育児休業等に関する条例の改正につきましては、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 8 号 令和 4 年度一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 479 万 3,000 円を追加するものであります。

議案第 9 号 令和 4 年度特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 102 億 4,289 万 7,000 円を追加するものでございます。

なお、議案第 8 号、第 9 号でございますが、主に令和 3 年度の繰越金について、国、県、市町村の負担金等の精算に伴う返還や準備基金への積立てなどを行うものでございます。

議案第 10 号から第 13 号、訴えの提起につきましては、第三者行為による損害賠償請求訴訟を提起することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

認定第 1 号 令和 3 年度一般会計及び特別会計の決算につきましては、地方自治法の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

一般会計の決算につきましては、歳入総額 9 億 7,529 万 1,693 円、歳出総額 9 億 6,545

万9,736円で、差引残高は983万1,957円となっております。

特別会計の決算につきましては、歳入総額3,592億6,328万2,591円、歳出総額3,491億5,764万3,097円で、差引残高は101億563万9,494円となっております。

報告第4号 専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、議会招集の時間的余裕がなかったことから、地方自治法の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求訴訟の提起をすることについて、専決処分を行ったものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、原案に御賛同を賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げます。

○議長（須田浩和君） 以上で9件の提案理由の説明は終了いたしました。

日程第6 上程議案等に対する質疑について

○議長（須田浩和君） 次に、日程第6、議案第7号から議案第13号まで、認定第1号及び報告第4号、以上9件の上程議案等に対する質疑を行います。

あらかじめ発言通告がありました発言者に申し上げます。

発言者の発言時間は15分以内といたします。

それでは、質問を許します。

33番川澄敬子君。

〔33番 川澄敬子君 登壇〕

○33番（川澄敬子君） 33番川澄敬子です。

令和4年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、次のとおり質疑をいたします。

まず1点目は、令和4年度特別会計補正予算について、後期高齢者医療給付費準備基金積立金が21億3,671万8,000円となっておりますが、この算出基準について伺います。また、この準備基金への積立額の上限または下限はあるのか、伺います。

この積立てはできるだけ控えて、市町村負担金の軽減に回すべきではないかという点についても御意見を伺います。

2点目は、令和3年度特別会計決算報告です。これについても、補正予算についてと同様、33億8,210万860円という準備基金への積立てがありますが、この算出根拠

についてお伺いいたします。また、この令和3年度の基金積立が多いというのはなぜなのかお伺いいたします。

それから、健康保持増進費についてなんですが、保健事業の一体的実施に係る委託料についてお伺いいたします。

この点は、質疑として今後市町村に広げる予定についてお伺いしてありますが、これは資料請求によって回答がありましたので、その中の支援業務がある市町村とない市町村があるのですが、この支援業務とは何かということをお伺いいたします。

それから、同じくその下の後期高齢者医療制度特別対策事業費補助金についても、水戸市ほか28市町村が対象となっておりますが、これについては市町村の要求ということなので、要望があったところが補助金として支出されていると思いますが、今後、全市町村への補助はどのような予定になっているのかについてお伺いいたします。

○議長（須田浩和君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長本谷忍君。

〔事務局長 本谷忍君 登壇〕

○事務局長（本谷忍君） 川澄議員の議案質疑にお答えいたします。

初めに、令和4年度特別会計補正予算における後期高齢者医療費準備基金の算出根拠についてでございます。

当基金は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療事業の適正かつ円滑な運営に資するため、当広域連合が設置をしているものでございます。今回補正をお願いしております基金積立金21億円余につきましては、令和3年度の繰越金等102億円から、事業の確定に伴い、令和4年度予算において国や県、市町村等へ返還する負担金返還金等約81億円を差し引いた額について予算計上したものでございます。

次に、基金の上限額及び下限額の設定についてですが、当基金は主に保険給付費の財源不足の補填などに充てるため積み立てているものであり、上限額及び下限額の設定はございません。

次に、当基金を市町村負担金の軽減に活用すべきではないかとの御意見についてでございますが、当基金につきましては、主に保険料等を基に積み立ててきたものであることから、全ての被保険者に還元することが重要との考えの下、関係条例に基づき、保険給付の財源に充てる場合や保険料率の改定時における上昇抑制のために活用してきたところでございます。

広域連合といたしましては、今後もこのような考え方の下で同基金を活用しながら、制度の安定運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、令和３年度特別会計決算報告における後期高齢者医療費準備基金の算出根拠についてでございます。

当基金積立金に係る令和３年度決算額約 33 億 8,000 万円につきましては、最終的に予算現額どおり執行し、当基金に積立てを行っております。その予算の積算につきましては、令和３年度第１号補正予算において、先ほど申し上げたのと同じ積算方法により約 32 億 8,000 万円を計上しましたほか、第２号補正予算において、上半期の保険給付実績や国庫支出金の収入見込み等を基に１億円を計上したものでございます。

また、令和４年度補正予算の額と比較して令和３年度の決算における基金積立金が多い理由についてでございますが、令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響等により医療給付費の減少がございましたが、令和３年度は、まだ一定の影響はあるものの、前年度に減少した反動などにより医療給付費が増加したことが大きな要因であると考えております。

次に、保健事業の一体的実施に係る委託料について、支援業務についての支援がある市町村とない市町村があるということでございますけれども、これは令和２年度から事業が開始された一体的事業において、立ち上げ時の２年間については独自の上乗せ分の別メニューとして設けさせていただいたものでございます。この２年間が経過した後に実施、スタートした市町村に対しては、この支援業務については含まれていないということで差が出ているということでございます。

最後に、後期高齢者医療制度特別対策補助金についてでございます。当補助金は、国の特別調整交付金を活用し、市町村が実施する事業に対して広域連合が助成を行うものでございます。補助の対象としましては、被保険者の低栄養または筋力低下等による生活習慣病等の重症化予防のために医療専門職が行う訪問相談、指導等に要した費用や、被保険者の健康増進のために必要と認められる費用、特別対策に関する広報等のために要した費用となっており、令和３年度では、健康診査における追加項目等に係る補助が 26 市町村と多くなっているところでございます。

広域連合では、各種会議や打合せ等を通じて当補助金の利用を推奨してきたところであり、今後とも当補助金を活用して高齢者の健康増進が図られるよう、市町村へのＰＲや働きかけなど、補助金の利用拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（須田浩和君）　ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

川澄敬子君。

なお、発言の残り時間は 12 分 17 秒です。

〔33 番 川澄敬子君 登壇〕

○**33 番**（川澄敬子君） 最後の後期高齢者医療制度特別対策事業費補助金についてです。

その前の一体的実施に係る委託料については、資料によりますと令和 6 年度までということで全市町村が実施できるような予定になっているというふうに見えますけれども、今お聞きしたら、いろいろな機会に市町村へはこの後期高齢者医療制度特別対策事業費についてもお知らせをしているということなのですが、この一体化のように、何年度までとかに全市町村が取り組めるようにというような、この取組とても大切だと思うんですけども、そういうものを何年度までに全市町村が取り組めるようにというような予定があれば教えてください。

○**議長**（須田浩和君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。
事務局長本谷忍君。

〔事務局長 本谷忍君 登壇〕

○**事務局長**（本谷忍君） 再質問にお答えいたします。

特別対策事業補助金の今後の目標でございますけれども、一体的実施事業のような形での目標というものは定めておりません。ただ、健診の追加項目につきましては、一定基準に基づきまして、医師が必要と判断した場合に行う検査項目に要する費用につきましては、各市町村の事情を踏まえて補助をしているところでございます。国が定める基本項目に加えて、こういった市町村の個別の事情にも配慮しながら財政支援をしていくというスタンスで我々としては臨んでおります。

今後でございますけれども、補助金を活用しまして高齢者の健康増進が図られますように、市町村への推奨や働きかけなど、補助金の利用拡大に向けて今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○**議長**（須田浩和君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

以上で、上程議案等に対する質疑を終結いたします。

日程第 7 一般質問

○議長（須田浩和君） 次に、日程第 7、一般質問を行います。

それでは、質問を許します。

15番遠藤憲子君。

〔15番 遠藤憲子君 登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 牛久市議会選出の15番遠藤憲子でございます。通告しております一般質問を行います。

初めに、後期高齢者医療保険料の軽減についてであります。質問の趣旨は、被保険者の皆さんから、75歳になった途端に後期高齢者医療保険料の通知が来て、こんなに高くなっている、理由は何なのか、このような問合せが来ております。しかも、牛久市の場合ですが、国民健康保険の保険料は県内の市町村でも低いほうなので、余計に被保険者の疑問は膨らんでいます。

そこで、今回質問するのは減免制度についてであります。以前にもこの問題については取り上げました。独自の財源のない広域連合では難しい、新たな負担を各自治体をお願いしないとできない、たしかこのような答弁だったと記憶をしております。その答弁を踏まえまして、新たにまたこの減免制度について質問します。

昨年から続いております食料品や電気、ガスなどの物価高騰、さらにこの4月からの年金削減などで、高齢者世帯の家計は逼迫をしております。その上、公租公課の負担は増えています。年収で270万円前後の無職の高齢者世帯にとりましては、税や社会保険料が年収の15%に達するなど、可処分所得は生活保護基準のすれすれの水準、年収で226万円ほどで、このように低下をさせていくことは大いに問題だと考えます。

この間の高齢者施策といたしまして言われておりましたのが、世代間の公平です。これを指針としました政策に重点を置くあまりに、高齢者世帯に対する風当たりが大変強くなり、それが知らず知らずのうちに歯止めがきかない事態まで踏み込んでしまっているのではないかと、このように考えます。年金は下がり続け、特に国民年金だけでは暮らせない、働かないと暮らせない、高齢者の貧困化が進んでおります。そのために仕事を選ぶこともできず、不安定な職に就かざるを得ない、このような状況が全国で起きております。深夜労働に携わり被害に遭った高齢者の事件などが報道されております。無年金者や収入自体が不安定なために、収入減に対し、本人からの減免申

請は必要と考える次第です。広域連合のお考えをお尋ねいたします。

2点目には、災害や失業など特別な理由などにより、申請によりまして一部負担金を支払うことが困難である、このように認められることに対しまして、一部負担金、つまり窓口負担金の減免や徴収猶予についてお尋ねをいたします。

窓口負担につきましては、現役並み所得者の判定、これは世帯内の後期高齢者の課税所得で判定、つまり個人により判定されます。低所得者区分の判定は、同居することなども含めました世帯が住民税非課税かどうか、これにより判定されます。このことから、2割負担になる人数、私どもが請求をいたしました資料請求でも明らかになっております。この一部負担金の支払いが困難になった場合、この対応など、広域連合の今までの一部負担金の減免、また猶予について、その状況はどうだったのかお尋ねをいたします。

○**議長**（須田浩和君） それでは、ただいまの一般質問に対する執行部の答弁を求めます。

事務局長本谷忍君。

〔事務局長 本谷忍君 登壇〕

○**事務局長**（本谷忍君） 遠藤議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、高過ぎる保険料の軽減についてでございます。後期高齢者医療制度におきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、広域連合の条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対して保険料を減免できる仕組みとなっております。

当広域連合では、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例及び保険料の減免等に関する取扱要綱において減免の要件を定めており、具体的には、被保険者またはその属する世帯の世帯主が災害により住宅その他の財産について著しい損害を受けた場合や、被保険者の属する世帯の世帯主の収入が事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合などと規定されております。また、国からの財政支援を受け、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した場合についても、保険料の減免を行っているところでございます。

御質問のあった収入自体が不安定なために収入減となった場合の保険料減免についてですが、過去に減免を受けた事例の確認を含め検討いたしました。関係条例において該当する基準を見出すことはできなかったところでございます。

次に、一部負担金の減免や徴収猶予についてでございます。

後期高齢者医療制度においては、先ほど申し上げた保険料のほか、療養の給付を受けた際の一部負担金につきましても、関係法令により減免または徴収猶予の措置が講じられております。その一部負担金の減免等の要件につきましては、厚生労働省令で災害、その他特別の事情がある場合として定められており、保険料の減免等に関する要件とおおむね同じ内容の規定となっているところでございます。

次に、一部負担金の減免実績でございますが、令和3年度は、火災に伴う一部負担金の減免が11件、また、東日本大震災に係る一部負担金の減免を受けている方が79人となっております、前年度からの大きな変動はございません。

当広域連合といたしましては、冒頭に申し上げた保険料の減免及び続いてお答えしました一部負担金の減免等について、今後とも関係法令の定めるところにより適正に制度を運用してまいりたいと考えております。

なお、一般的に減免等には該当しないと思料される場合であっても、やむを得ない事情で保険料等の納付に困難が生じた方に対し、丁寧に対応していくことが重要でございますので、今後とも、市町村と連携し、適宜納付相談に応じるなど、きめ細かく支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（須田浩和君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

遠藤憲子君。

なお、発言の残り時間は10分50秒です。

〔15番 遠藤憲子君 登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 今、御答弁いただきました。しかし、先ほど同僚議員が質問しました令和3年度の決算、この決算の中の準備基金の残高は約46億円あります。そして、今の令和4年度の会計でも21億円を積み立てる、つまり80億円を償還で歳出をいたしても、21億円を新たにまた準備基金に積み立てるといふ、この大きな金額が準備基金の残高として残っているわけですね。この準備基金というのは、皆さんが納めた保険料、そしていろいろな給付費を差し引いた金額が残高として残っているわけですね。

後期高齢は、なかなか75歳以上という高齢者だけの保険ということで、いろいろな問題が含まれているのは重々承知をしています。この基金の活用、先ほどの同僚議員への答弁でも、次期の保険料算定のときに活用という話も出てまいりました。団塊世代が75歳になる2025年問題というのが再来年に迫っております。このときには被保険者数、それからまた保険料収入も増加をします。そして75歳というこの年齢から

来る病気になる確率、これも確かに増加をすると思います。そのために、おのずと給付費は増加をしてまいります。

しかし、この後期高齢者医療制度というのは、給付費を削減するのか、それとも保険料を増やしていくのか、常にこの問題が出てきていると思います。資料請求でも分かりますように、所得階層の請求をしました。所得あり、所得なし、これが大変拮抗しています。そしてその差は約 0.43%。そして、その収入が 200 万円未満の方が 82.83%です。このような比較的所得が低い方々が加入しているのが今の茨城県の状況です。このように収入一つとっても、被保険者の実態を把握することができます。さらに、これから物価の値上げが、来年も予定をされています。家計がますます圧迫をされてくると思います。今後やっぱり支払いも滞る、保険料の滞納なども増えてくるのではないかと。これも資料請求でお示しをしているので、御覧になると分かると思います。しかも、後期高齢者医療制度の保険料というのは、被保険者 1 人 1 人にかかるのです。被保険者でない世帯主の所得を含めて算定されるなど、大きな矛盾が含んでいると私もは考えます。

今、答弁の中でありましたが、条例の中で減免規定が確かにございます。そして今回のような国が示す新型コロナ、これについての対応も確かにあります。しかし、なかなかこのコロナでは申請にたどり着く、このことが大変じゃないかというふうに思うために、今回の一般質問で取り上げました。

財源についてどうか、このことについても調べてみました。後期高齢者の医療制度、この法律を調べましたところ、第 4 節の費用等では、第 1 の負担割合で国や県、市町村の負担割合を示しています。そして、確保すべき収入を不当に確保しなかった場合には減額をする、この条文まで設けられているのです。県や市町村の裁量ではなく、全てが国の決められたことのみ、このことで運営されている、このことがこの制度の大きな問題だと考えます。特に後期高齢者医療の給付、この適正化という名の下ですが、これは削減することが一つであります。高齢者にも負担を強いる、このような発言が度々出されております。

基金の条例も調べてみました。基金の処分で、保険給付費や保健事業に充てるときはできるとあります。さらに、連合長が必要と認めた経費の財源に充てることもできるとあります。高齢者の医療の確保に関する法律第 103 条では、県や市町村は、後期高齢者医療に要する費用に対して補助金を交付することができるとされております。独自減免は十分可能だと考えます。世帯主の所得に関係なく、高齢者本人の所得に応じて均等割や所得割のこの減免が適用されるよう、独自減免について、さらに、もう一度お尋ねをいたします。

そして、一部負担金の問題です。今年の10月から、年収が200万円以上、課税所得28万円以上、そして世帯では320万円以上が窓口負担が1割から2割になります。これも資料請求で全県の状況が確認することができます。このほとんどが1割の方です。そして2割の方が約21%ですか、おります。しかし皆さん、この2割の方、200万円以上ということは、資料請求でも分かりますように、本当に200万円から300万円という、そういうくくりの中に入ってしまうんですね。ということは、200万円未満ならば入らないが、200万円以上になると、その枠に入ってしまうと今までの負担は1割から2割になる。こういうことでは、被保険者の負担、これは、何らかの形をとって、減免または猶予について必要ではないかと考えます。もう一度、この一部負担金の減免、猶予について、何らかの対応を考えておられるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（須田浩和君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長本谷忍君。

〔事務局長 本谷忍君 登壇〕

○事務局長（本谷忍君） 再質問にお答えいたします。

保険料の減免に関しましては、災害や失業など特別の事由により被保険者の負担能力に著しい変化が生じた場合に配慮するため、今後とも、条例の定めるところにより、適正に運用していく必要があると考えております。

一方で、減免要件の在り方を検討するに当たりましては、減免のための財源確保が必要になりますことから、基金の活用というお話もございましたけれども、恒久措置とするかどうかも含めまして、負担の公平性や財政の安定化、あるいは他の医療保険との整合性なども考慮しながら、制度全体の安定運営を図っていくことが重要であると考えております。

我々としましては、現在のところ条例改正の考えは持っておりませんが、各医療保険制度にも関係する問題でございますので、今後、各広域連合の動向や国民健康保険制度における取扱状況などを慎重に見守ってまいりたいと考えております。

次に、一部負担金の減免等についてでございます。こちらの制度の趣旨としましては、保険料の減免と同じではございますけれども、制度の立てつけ上、減免の要件につきましては厚生労働省令で規定されておまして、広域連合で独自の措置を講じるということは難しいものと考えております。

なお、高齢者の方で何らかのやむを得ない事情によりまして保険料を負担することが難しいという方があった場合には、市町村あるいは広域連合でも相談というのは受

け付けておりますので、そういった納付相談という形で今後とも丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○議長（須田浩和君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

遠藤憲子君。

なお、発言の残り時間は3分44秒です。

〔15番 遠藤憲子君 登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 1点だけちょっと確認したいことがあります。それは基金についてです。

先ほど基金の条例の中で処分について少し述べましたが、こういうときに、広域連合の独自の裁量というのはあるのかどうか。私どもが国民健康保険のほうの、そういうのを傍聴などしますと、その自治体独自のやり方というのが任されています。例えば急に給付費が増えたとき、それからまたいろいろな問題が発生したときなどは、そういう基金を、個々の基金を活用しながらそれに対応する、そういうようなことなども言われておりますが、広域連合の場合には、この基金という活用の仕方というのは独自にその裁量というのがあるのかどうか、この辺だけ確認をしたいと思います。

○議長（須田浩和君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長本谷忍君。

〔事務局長 本谷忍君 登壇〕

○事務局長（本谷忍君） 基金の活用についてでございますけれども、基金の管理につきましては、基金条例に基づきまして処分できる要件というのが定められております。基本的には、保険料を充てるべき財源に充当するというのが基本となっております。

今後の活用の方向性でございますが、先ほど川澄議員にお答えをしましたとおり、被保険者の方々に還元する観点から考えてまいりたいと考えておりますけれども、特に保険料率の見直しにおける活用の方法につきましては、その時点時点で、被保険者の状況や医療費の動向、他の広域連合の動向なども確認しながら総合的に判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（須田浩和君） 以上で一般質問を終結いたします。

日程第 8 上程議案等に対する討論及び表決について

○議長（須田浩和君） 日程第 8、議案第 7 号から議案第 13 号まで、認定第 1 号及び報告第 4 号、以上 9 件の上程議案等に対する討論及び表決を行います。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

33 番川澄敬子君。

〔33 番 川澄敬子君 登壇〕

○33 番（川澄敬子君） 33 番川澄敬子です。認定第 1 号 令和 3 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論いたします。

65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合を表す高齢化率は、総務省統計局によると 2021 年に 29.1%となり、世界で最も高くなりました。さらに、2040 年には 35%を超えることが推計されています。

高齢化が進むのと同時に、問題となっているのは高齢者の貧困です。誰でもちょっとしたきっかけで貧困に陥る可能性があり、決して人ごとではありません。2019 年の厚生労働省国民生活基礎調査によると、2018 年の貧困線は 127 万円で、相対的貧困率は 15.4%となっています。高齢者の相対的貧困率は 20.5%となっています。生活保護について見ると、全体の保護者世帯における高齢者世帯の割合は 55.4%であり、そのうち単身者世帯が 51.1%となっています。

2021 年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査によると、所得階層別の人数によると、所得なしが全国では 46.87%、茨城県は 21 万 1,178 人、49.70%と半数近くが所得がありません。また、高齢者世帯の所得のうち、総所得の 63.6%を公的年金が占め、公的年金が所得の 100%という世帯が 48.4%となっています。特に、国民年金加入者は厚生年金よりも年金額が低く、厳しい暮らしを余儀なくされています。また高齢者は、複数の病気を持つ人も多く、治療が長期化する傾向にあります。2008 年の後期高齢者医療制度導入以来、6 回にわたる保険料値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫する重大な要因となっています。

また、2008 年の制度スタート時に導入した保険料軽減措置が打ち切られました。今年 10 月からは、75 歳以上の窓口負担を 1 割から 2 割に引き上げる高齢者医療費 2 倍

化法が始まります。高齢者にとってますます負担が増えることに対して不安の声が多数寄せられています。

令和３年度後期高齢者医療特別会計決算によると、後期高齢者医療給付費準備基金は４６億４,４１３万９４７円となっており、令和２年度決算の１２億６,２０３万８７円より約３３億８,０００万円増えています。これは、後期高齢者医療保険の被保険者への保険料軽減などに還元すべきではないでしょうか。特に低所得者への保険料減免や、窓口負担２割引上げに対する支援などを県独自で取り組むことを要望し、令和３年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について反対します。

○議長（須田浩和君） 以上で川澄敬子君の討論を終了いたします。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第７号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第７号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 起立者多数であります。よって、議案第７号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第８号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第８号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 起立者多数であります。よって、議案第８号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第９号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第９号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 総員起立であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 総員起立であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 総員起立であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 総員起立であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 総員起立であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決

することに決しました。

これより認定第１号を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第１号は原案のとおり認定することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 起立者多数であります。よって、認定第１号は原案のとおり認定することに決しました。

これより報告第４号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第４号は原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 総員起立であります。よって、報告第４号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第９ 閉会中所管事務調査について

○議長（須田浩和君） 次に、日程第９、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申出があったものでございます。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員会からの申出のとおり決定することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田浩和君） 御異議なしと認め、さよう決しました。

閉会宣告

○議長（須田浩和君） それでは、以上をもちまして今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。よって、令和４年第２回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後３時０２分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 須田 浩和

3 0 番 岩間 勝栄

3 1 番 守谷 智明



参 考 資 料



議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件 名	上程年月日	議 決 結 果
		議決年月日	
議案第 7 号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R 4 . 8 . 30	原案可決
		R 4 . 8 . 30	
議案第 8 号	令和 4 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）	R 4 . 8 . 30	原案可決
		R 4 . 8 . 30	
議案第 9 号	令和 4 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	R 4 . 8 . 30	原案可決
		R 4 . 8 . 30	
議案第10号	訴えの提起について	R 4 . 8 . 30	原案可決
		R 4 . 8 . 30	
議案第11号	訴えの提起について	R 4 . 8 . 30	原案可決
		R 4 . 8 . 30	
議案第12号	訴えの提起について	R 4 . 8 . 30	原案可決
		R 4 . 8 . 30	
議案第13号	訴えの提起について	R 4 . 8 . 30	原案可決
		R 4 . 8 . 30	
認定第 1 号	令和 3 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	R 4 . 8 . 30	原案認定
		R 4 . 8 . 30	
報告第 4 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提起）	R 4 . 8 . 30	承認
		R 4 . 8 . 30	

議案等質疑通告一覧表

【議案質疑】

発言順位 1

質 問 者	川澄 敬子 議員	受付日	令和 4 年 8 月 23 日
質 問 事 項			答 弁 者
1 【①令和 4 年度特別会計補正予算について】 後期高齢者医療給付費準備基金積立金について、2,136,718千円の算出根拠について。また、準備基金への積立額の上限または下限はあるのか。積立せずに、市町村負担金の軽減にまわすべきではないか。			事務局長
2 【②令和 3 年度特別会計決算報告について】 ①と同様、3,382,100,860円の算出根拠について。また令和 4 年度補正予算と比較して多いのはなぜか。			事務局長
3 【③保健事業の一体的実施に係る委託料について】 日立市外 16 市町とあるが、今後全市町村に広げるのか。どのような予定になっているのか。			事務局長
4 【④後期高齢者医療制度特別対策事業費補助金について】 同じく、水戸市ほか 28 市町村とあるが、全市町村への補助の今後の予定について。			事務局長

質 問 者	遠藤 憲子 議員	受付日	令和 4 年 8 月 22 日
質 問 事 項			答 弁 者
1 【高すぎる後期高齢者医療保険料の軽減について】 法定減免ではなく、本人からの申請減免制度は必要と考える。保険料の軽減の考えについて。 物価高騰、年金削減などでひっ迫している高齢者世帯の家計にとり公租公課の負担が増えている。年収 270 万円前後の無職高齢者世帯にとり税・社会保険料が年収の 15%ほどに達するなど、可処分所得は生活保護基準スレスレの水準（年収 226 万円）に低下させていることは大いに問題と考える。高齢者政策として「世代間の公平」を政策の指針に置くあまり、高齢者世帯に対する風あたりは強くなり、それが知らず知らずのうちに、歯止めのきかない事態にまで踏み込んでしまっているのではないか。年金は下がり続け、特に国民年金だけで暮らせないと、少しでも収入増のために非正規雇用という不安定な職に就かざるを得ない状況が全国で起きている。 収入自体が不安定なために、収入減に対し本人からの減免申請は必要と考えるが、どうか。			事務局長
2 【一部負担金の減免や徴収猶予について】 災害や失業など「特別の理由」により、申請により「一部負担金を支払うことが困難であると認められること」に対して一部負担金の減免や徴収猶予について。			事務局長

発 言 者	川澄 敬子 議員	受付日	令和4年8月23日
発 言 事 項			
1 【反対討論】 認定第1号 令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療 特別会計歳入歳出決算の認定について			



議案第7号

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和4年8月30日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

(提案理由)

国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等に係る事項が施行されることを踏まえ、当広域連合としても非常勤職員（会計年度任用職員）の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるため、表記条例の一部を改正しようとするもの。

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（令和２年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第３条の２に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から６月を経過する日、第２条の４の規定に該当する場合にあっては当該子が２歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

第２条第２号ア(ウ)を削り、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が１歳に達する日（以下「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第２条の３第２号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第３号に掲げる場合に該当して当該子の１歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第２条第２号ウを削る。

第２条の３第３号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

１歳から１歳６か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第３条第７号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の１歳６か月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4第2号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、

「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の翌日」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申し出があった場合における措置等)

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申し出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行日前に育児休業計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第8号

令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,793千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,085,927千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月30日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		1,077,421	△3,038	1,074,383
	1 負担金	1,077,421	△3,038	1,074,383
4 繰越金		2,000	7,831	9,831
	1 繰越金	2,000	7,831	9,831
歳 入 合 計		1,081,134	4,793	1,085,927

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		798,187	4,793	802,980
	1 社会福祉費	798,187	4,793	802,980
歳 出 合 計		1,081,134	4,793	1,085,927

議案第9号

令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10,242,897千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ371,986,229千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月30日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 町 村 負 担 金		67,384,928	91,494	67,476,422
	1 市 町 村 負 担 金	67,384,928	91,494	67,476,422
2 国 庫 支 出 金		116,718,026	20,489	116,738,515
	1 国 庫 負 担 金	87,002,075	20,489	87,022,564
3 県 支 出 金		30,182,632	20,489	30,203,121
	1 県 負 担 金	30,182,631	20,489	30,203,120
7 繰 入 金		2,398,187	4,793	2,402,980
	1 一 般 会 計 繰 入 金	798,187	4,793	802,980
8 繰 越 金		6	10,105,632	10,105,638
	1 繰 越 金	6	10,105,632	10,105,638
歳 入 合 計		361,743,332	10,242,897	371,986,229

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		871,775	24,731	896,506
	1 総 務 管 理 費	870,377	24,731	895,108
6 基 金 積 立 金		31	2,136,718	2,136,749
	1 基 金 積 立 金	31	2,136,718	2,136,749
8 諸 支 出 金		62,947	8,081,448	8,144,395
	1 償還金及び還付加算金	62,947	8,081,448	8,144,395
歳 出 合 計		361,743,332	10,242,897	371,986,229

議案第10号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 30 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが、定められた期日までに支払いがないため、訴えによりその支払いを求めるものである。

訴えの提起について

1 相手方

個人

2 事件の要旨

- (1) 平成30年12月28日に、茨城県後期高齢者医療の被保険者（以下「被害者」という。）が道路を歩行にて横断していた際に、相手方の運転する普通貨物自動車に衝突され、受傷した。
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 58 条第 1 項の規定により、被害者が相手に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (3) 広域連合は、相手方に損害賠償請求金 11,289,923 円を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し、次の請求の内容により訴えを提起する。

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、損害賠償金の支払いを求める。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日翌日から完済の日まで年 5 分の割合で遅延損害金の支払いを求める。
- (3) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

議案第11号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 30 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが、定められた期日までに支払いがないため、訴えによりその支払いを求めるものである。

訴えの提起について

1 相手方

個人

2 事件の要旨

- (1) 平成29年9月23日に、茨城県後期高齢者医療の被保険者（以下「被害者」という。）が自転車で横断歩道を走行中に、相手方の運転する普通乗用自動車に衝突され、受傷した。
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第58条第1項の規定により、被害者が相手に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (3) 広域連合は、相手方に損害賠償請求金 20,519,260 円を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し、次の請求の内容により訴えを提起する。

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、損害賠償金の支払いを求める。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日翌日から完済の日まで年5分の割合で遅延損害金の支払いを求める。
- (3) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

議案第12号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 30 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが、定められた期日までに支払いがないため、訴えによりその支払いを求めるものである。

訴えの提起について

1 相手方

個人

2 事件の要旨

- (1) 平成30年12月15日に、茨城県後期高齢者医療の被保険者（以下「被害者」という。）が道路を横断中に、相手方の運転する普通乗用自動車に衝突され、受傷した。
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 58 条第 1 項の規定により、被害者が相手に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (3) 広域連合は、相手方に損害賠償請求金 25,020,999 円を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し、次の請求の内容により訴えを提起する。

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、損害賠償金の支払いを求める。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日翌日から完済の日まで年 5 分の割合で遅延損害金の支払いを求める。
- (3) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

議案第13号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 30 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが、定められた期日までに支払いがないため、訴えによりその支払いを求めるものである。

訴えの提起について

1 相手方

個人

2 事件の要旨

- (1) 平成30年2月4日に、茨城県後期高齢者医療の被保険者（以下「被害者」という。）が道路を自転車で横断中に、相手方の運転する普通貨物自動車に衝突され、受傷した。
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第58条第1項の規定により、被害者が相手に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (3) 広域連合は、相手方に損害賠償請求金25,406,805円を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し、次の請求の内容により訴えを提起する。

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、損害賠償金の支払いを求める。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日から完済の日まで年5分の割合で遅延損害金の支払いを求める。
- (3) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

認定第1号

令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定により、
令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に
ついて、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものである。

令和4年8月30日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		964,116,000
	1 負 担 金	964,116,000
2 財 産 収 入		1,000
	1 財 産 運 用 収 入	1,000
3 繰 入 金		1,000
	1 基 金 繰 入 金	1,000
4 繰 越 金		9,598,000
	1 繰 越 金	9,598,000
5 諸 収 入		1,583,000
	1 預 金 利 子	1,000
	2 雑 入	1,582,000
歳 入 合 計		975,299,000

歳入歳出決算書

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
964, 116, 012	964, 116, 012	0	0	12
964, 116, 012	964, 116, 012	0	0	12
928	928	0	0	△72
928	928	0	0	△72
0	0	0	0	△1, 000
0	0	0	0	△1, 000
9, 598, 350	9, 598, 350	0	0	350
9, 598, 350	9, 598, 350	0	0	350
1, 576, 403	1, 576, 403	0	0	△6, 597
1, 753	1, 753	0	0	753
1, 574, 650	1, 574, 650	0	0	△7, 350
975, 291, 693	975, 291, 693	0	0	△7, 307

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 議 会 費		2,566,000
	1 議 会 費	2,566,000
2 総 務 費		268,156,000
	1 総 務 管 理 費	267,909,000
	2 選 挙 費	97,000
	3 監 査 委 員 費	150,000
3 民 生 費		702,576,000
	1 社 会 福 祉 費	702,576,000
4 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
5 予 備 費		2,000,000
	1 予 備 費	2,000,000
歳 出 合 計		975,299,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1,448,751	0	1,117,249	1,117,249
1,448,751	0	1,117,249	1,117,249
261,434,985	0	6,721,015	6,721,015
261,273,890	0	6,635,110	6,635,110
43,847	0	53,153	53,153
117,248	0	32,752	32,752
702,576,000	0	0	0
702,576,000	0	0	0
0	0	1,000	1,000
0	0	1,000	1,000
0	0	2,000,000	2,000,000
0	0	2,000,000	2,000,000
965,459,736	0	9,839,264	9,839,264

歳入歳出差引残額

9,831,957円

令和4年8月30日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長

豊田 稔

後期高齢者医療特別会計

令和3年度 茨城県後期高齢者医療広域連合

歳入

款	項	予 算 現 額
1 市 町 村 負 担 金		63,509,304,000
	1 市 町 村 負 担 金	63,509,304,000
2 国 庫 支 出 金		110,991,619,000
	1 国 庫 負 担 金	82,268,178,000
	2 国 庫 補 助 金	28,723,441,000
3 県 支 出 金		28,514,709,000
	1 県 負 担 金	28,514,708,000
	2 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	1,000
4 支 払 基 金 交 付 金		137,479,745,000
	1 支 払 基 金 交 付 金	137,479,745,000
5 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金		165,085,000
	1 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	165,085,000
6 財 産 収 入		26,000
	1 財 産 運 用 収 入	26,000
7 繰 入 金		702,577,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	702,576,000
	2 基 金 繰 入 金	1,000
8 繰 越 金		15,979,949,000
	1 繰 越 金	15,979,949,000
9 県 財 政 安 定 化 基 金 借 入 金		1,000
	1 県 財 政 安 定 化 基 金 借 入 金	1,000
10 諸 収 入		741,759,000
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	997,000

歳入歳出決算書

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
63,640,826,700	63,640,826,700	0	0	131,522,700
63,640,826,700	63,640,826,700	0	0	131,522,700
114,199,812,470	114,199,812,470	0	0	3,208,193,470
85,252,374,602	85,252,374,602	0	0	2,984,196,602
28,947,437,868	28,947,437,868	0	0	223,996,868
28,521,585,038	28,521,585,038	0	0	6,876,038
28,521,585,038	28,521,585,038	0	0	6,877,038
0	0	0	0	△1,000
135,590,240,000	135,590,240,000	0	0	△1,889,505,000
135,590,240,000	135,590,240,000	0	0	△1,889,505,000
139,266,589	139,266,589	0	0	△25,818,411
139,266,589	139,266,589	0	0	△25,818,411
37,860	37,860	0	0	11,860
37,860	37,860	0	0	11,860
702,576,000	702,576,000	0	0	△1,000
702,576,000	702,576,000	0	0	0
0	0	0	0	△1,000
15,979,950,442	15,979,950,442	0	0	1,442
15,979,950,442	15,979,950,442	0	0	1,442
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
633,026,481	488,987,492	36,089,049	107,949,940	△252,771,508
4,849,056	4,849,056	0	0	3,852,056

歲 入

款	項	予 算 現 額
	2 預 金 利 子	5,692,000
	3 雜 入	735,070,000
歲 入	合 計	358,084,774,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
2,968,189	2,968,189	0	0	△2,723,811
625,209,236	481,170,247	36,089,049	107,949,940	△253,899,753
359,407,321,580	359,263,282,591	36,089,049	107,949,940	1,178,508,591

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総 務 費		807,563,000
	1 総 務 管 理 費	806,290,000
	2 賦 課 徴 収 費	1,273,000
2 保 険 給 付 費		339,943,198,000
	1 療 養 諸 費	324,406,496,000
	2 高 額 療 養 諸 費	14,280,907,000
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1,255,795,000
3 県 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		91,721,000
	1 県 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	91,721,000
4 特別高額医療費共同事業拠出金		165,288,000
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	165,288,000
5 保 健 事 業 費		904,184,000
	1 健 康 保 持 増 進 事 業 費	904,184,000
6 基 金 積 立 金		3,382,101,000
	1 基 金 積 立 金	3,382,101,000
7 公 債 費		1,056,000
	1 県 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1,000
	2 公 債 費	1,055,000
8 諸 支 出 金		12,784,701,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	12,784,701,000
9 予 備 費		4,962,000
	1 予 備 費	4,962,000
歳 出 合 計		358,084,774,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
779,717,072	0	27,845,928	27,845,928
778,597,862	0	27,692,138	27,692,138
1,119,210	0	153,790	153,790
331,265,341,245	0	8,677,856,755	8,677,856,755
315,786,206,714	0	8,620,289,286	8,620,289,286
14,241,722,694	0	39,184,306	39,184,306
1,237,411,837	0	18,383,163	18,383,163
91,720,000	0	1,000	1,000
91,720,000	0	1,000	1,000
147,788,645	0	17,499,355	17,499,355
147,788,645	0	17,499,355	17,499,355
717,858,586	0	186,325,414	186,325,414
717,858,586	0	186,325,414	186,325,414
3,382,100,860	0	140	140
3,382,100,860	0	140	140
0	0	1,056,000	1,056,000
0	0	1,000	1,000
0	0	1,055,000	1,055,000
12,773,116,689	0	11,584,311	11,584,311
12,773,116,689	0	11,584,311	11,584,311
0	0	4,962,000	4,962,000
0	0	4,962,000	4,962,000
349,157,643,097	0	8,927,130,903	8,927,130,903

歳入歳出差引残額

10,105,639,494円

令和4年8月30日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長

豊田 稔

報告第4号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による損害賠償請求権に基づく訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年8月30日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求権に基づく訴えの提起をすることについて、専決処分した。

専 決 処 分 書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第58条の規定により取得した損害賠償請求権に基づき、下記のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和4年3月14日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

1 相手方

個人

2 事件の要旨

- (1) 平成30年2月28日、国民健康保険被保険者（以下「被害者」という。）が店舗駐車場において歩行者専用道路を歩行中、相手方が運転する普通乗用自動車被害者に衝突し、被害者が受傷した。
- (2) 被害者が、茨城県後期高齢者医療被保険者の資格を取得した。
- (3) 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項の規定により、被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (4) 広域連合は、相手方に対し、損害賠償請求金 12,610,067 円を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し、次の請求の内容により訴えを提起する。

3 請求の趣旨

- (1) 上記の金額につき、損害賠償金の支払いを求める。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日翌日から完済の日まで年5分の割合で遅延損害金の支払いを求める。
- (3) 訴訟費用は相手方の負担とする。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

